

第43回  
東京地方裁判所委員会  
(平成30年2月16日開催)

東京地方裁判所委員会（第43回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成30年2月16日（金）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

東京地方裁判所（合同庁舎）第一中会議室

第3 出席者

（委員） 大野勝則，岡野 保，門柳明子，坂本かよみ，柴垣明彦，高瀬浩造，高野佳子，内藤順也，中山孝雄，早瀬保行，増田径子，矢尾和子，安浪亮介，横田希代子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，東京地方裁判所事務局長，東京簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

民事第30部部総括裁判官 後藤 健

民事第22部部総括裁判官 岸 日出夫

第4 議題

「専門的知見の活用について」

第5 配布資料

「民事訴訟における専門的知見の活用について」と題するレジюме（パワーポイント）

「専門家調停委員の活用について」と題するレジюме（パワーポイント）

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（安浪委員，横田委員）

3 委員長選出

委員の互選により委員長として安浪委員が指名された。

4 議題

【発言者の表示=◎：安浪委員長，○：委員，■：プレゼンター】

東京地方裁判所における専門的知見の活用について，「民事訴訟における専門的知見の活用」について医療事件を中心に，「専門家調停委員の活用」について建築関係事件を中心に，プレゼンターによる説明があった後，以下のとおり質疑応答があった。

- ◎ まずは，ただ今のプレゼンテーションに関し，質問や意見等をお聞きした上で，皆様が所属している組織や部署において，専門的知見が必要になった場合に，どのような対応や工夫をしているかをお聞かせいただければと思います。
- 先ほどの説明の中で，専門委員が入る事件が医療関係では11件とのことでしたが，

利用されない場合に裁判官の負担が非常に大きくなるのではないのでしょうか。弁護士会との申し合わせで、両当事者の合意がある場合にのみ専門委員等を利用することができることとなっているとおっしゃっていましたが、どういう案件が当事者双方の了解を得られるのか、逆にどういった場合に了解を得られないのか、また、例えば、医療事件の場合、患者の方は病院側よりも知識がないため専門委員を入れてほしいと思う一方で、病院側はそうではないのではないかと思われるのですが、主に、原告被告のどちら側から了解を得られないのか教えていただけますか。

- まず、医療事件は現在、年間140件から150件くらいで、全体のうち判決までいくものが40件くらいで、そのうち11件に専門委員を利用しています。二、三年前まではもっと少なく、最近ようやく増えてきました。専門委員を使わずにどのようにやっているかという話ですが、原告側、被告側双方に医療事件に長けた弁護士が付いている場合には、専門的知識も相当持っておられますし、原告側でも協力医に頼りるので何が争点かは相当程度分かります。このように、専門委員を使わなくても良い事件も相当程度あります。ただ、歯科や美容整形に関する事件などは特にそうなのですが、文献があまり整備されておらず、学術的な分野としても固まっていない場合もあり、このような場合は非常に難しいので、裁判所としては専門委員を使いましょうという提案をしています。

専門委員について反対されるのは、医師側ばかりではありません。専門委員の方は医師なので、医療事件の患者さんからすると医師自体に対する不信感がある場合があり、患者さん側から断られるというケースもけっこうあります。争点整理をする段階ではどこまでが争点整理でどこからが意見かあいまいな部分もあり、そのような部分で結論が出てしまうのは困ると言われることもありますので、裁判所からはそのようなことがないように、専門委員の方には依頼したことだけをご説明いただくようお願いしています。

専門委員の関与を断れるケースばかりではなく、その場合には原告側被告側でしっかり説明してくださいと求めるので、実務上どうしても困ったというケースがそれほど多いわけではありません。

- 私は弁護士として、建築事件を施主側で担当することも会社側で担当することもあるのですが、施主側として代理人をやるときは、協力をしてもらえる建築士に意見を聴いたりしながら行いますので、専門委員を付けることには特に問題はないと思うのですが、事件を解決するということになると、依頼者側の建築士と会社側の建築士の意見がありますので、最終的に裁判所が選んだ建築士の意見で最終的に話し合いの折り合いをつけていくという意味では有益だと思っています。
- 私は、知的所有権や物の瑕疵などの事件を弁護士として担当しておりますが、むしろ専門委員の活用については少し抵抗があります。一つは、争点整理の段階で選ばれるため、何が争点か明確になっていない段階で選ばれるため、その方が本当に知った

い争点にマッチングしているかという問題があります。もう一つは、一番重要なことですが、心証形成という問題で、やはり裁判官も人ですので、自分の分からない分野のことはどうしても影響される部分があると思います。こちらに有利な意見を述べてくれる専門委員であるときは良いのですが、そうではないときには専門委員を入れることを同意しなければよかったと思うこともあります。その点で、リスクがあるので、弁護士としては、自分の説を根拠付けてくれる専門家を自分で探して、そうすると相手方も相手方の説を根拠づけてくれる専門家を探して、説を戦わせた方が有意義ではないかという考えもできるということを個人的な意見として述べさせていただきます。

- 建築士調停委員の関与に関する説明部分で、満足度の高い紛争解決、実情に即したオーダーメイドといった言葉が出てきているのですが、司法の世界もサービス業のような形に変わってきている部分もあるのでしょうか。
- 紛争解決の在り方として、対立する当事者双方の意見を収める際、現実からかけ離れた解決では意味はなく、現実を踏まえた合理的な解決で、かつ、当事者双方にそれぞれある程度満足が残るような解決を、我々民事裁判官はどんな分野の事件であっても常に目指しています。このことは従前から変わっていないと思います。とりわけ建築事件の場合は、マイナスの要素として争点が多いと先ほど申し上げましたが、そうであるがゆえに、様々な形での紛争解決の切り口がありますし、当該訴訟で表面化した争点だけでなく、背後にある潜在的なトラブルも合わせて総合的に解決することができ、伏在しているトラブルの種についても将来的な芽を摘んでおくことができるという、より良い解決の在り方を目指しています。特に建築事件だからというわけではないかもしれません。とりわけ建築事件の場合は、それを実現しやすい要素が少なく、実際に成果も上がっていると思い、そのような趣旨で紹介させていただいた次第です。
- 医療の分野でも、同じことが言えます。長いスパンで見ると裁判官はポーカーフェイスでいるべきと思われていた時代もありましたが、ここ二、三十年で変わってきていて、私が任官した頃からは、当事者が実質的に何を言いたいのかをお聞きした上で、実情に合った判決や和解をすべきであると言われていています。医療の事件では、患者さんは、重大な結果が生じておりますので、非常に医師に対する不信感が強く、他方、医師の方も、この件は最善を尽くしたのになぜ文句を言われるのかという意識を持っており、非常に感情的な対立が激しいです。それを杓子定規に証拠のあるなしだけで判断していくと本質的な解決にならないので、双方がどういう思いでいるのかという話をしっかりお聞きした上で、実情に沿った解決をしていかなければならないと思っています。
- 今の話に関連するのですが、私が医師になった三十数年前は、病気が直せばいいが、ほとんどの病気は直せないのが、残念でしたねという対応をしておりました。少

しずつ医療も進歩して、患者さんに納得してもらえるようにはなっていますが、その当時は、患者さんはちゃんとした医療の提供を受けたのだから満足する義務があるという風潮もありました。30年の間に医療も変化してきて、医療と裁判も似ている部分もあって、実情に沿った解決というような形に変わってきております。その意味では裁判所よりも若干早く変わり始めたと思います。

- ◎ 先ほどからお話が出ていますとおり、医療の分野ですと身近な方が亡くなったり重篤な後遺症が残ったりと、建築の分野でも念願のマイホームを建てたのに瑕疵があったりということで、かなり心情的にはいろいろな思いを持っている方が多いです。審理が長くなるとは困るので審理を短くすると同時に、裁判官は分かってくれた上で判決を下そうとしているのかという点について疑念や不安があるといけないので何とかして裁判官が専門的な知識を習得して、もちろん結論には勝ち負けはありますが、この裁判官が出した判決であればまあ納得するかという程度まで専門的知見を獲得して自分たちの判断に自信を持って判断するということが必要です。そのために様々な制度が考えられておまして、それは、専門委員制度であったり、鑑定制度であったり、専門家調停委員であったり、それぞれの事件類型に合った形でそれらを活用しているというのが現状です。

ここで、皆様の組織において専門的知見が必要な場面があった場合にどのようにしているかなどを御紹介していただけないでしょうか。アドホックなこともあると思いますし、継続的なアドバイザーがいるなどが考えられますが、御紹介お願いできますでしょうか。

- 私は、民事調停委員をやっておまして、医療分野や建築分野など専門的分野の事件であっても、両当事者の意見を受け止めて、話をよく聞き、その上で、法的観点から、あるべき姿に近づいた解決を図っていくように意識しています。専門的用語の意味などが分からなくても、気持ちを解きほぐすことで解決に結びつくこともあるのではないかと思います。
- 私のところは民間の金融機関ですが、金融機関としては、専門的な分野としては、法務、税務会計、それ以外に分けられます。まずは、法務・会計についてですが、コストのかからない社内のリソースを使う。具体的には法務部、財務経理部に調査分析をさせるというのが最初に取りアクションです。それに並行して、社外役員の方の知見を活用します。最近では、コーポレーションガバナンスが厳しくなっているため、社外役員が複数名おりますので、法曹関係、会計士の方の知見を活用させていただいています。さらには、経常的に契約をしているローファームや監査法人に意見を求めることとなります。その他の様々な分野としては、新規事業や新規プロジェクト関連の知見が挙げられますが、この場合、専門家を採用し活躍してもらいます。その他、当該事業分野に詳しい社外役員の方の知見を活用したり、その案件ごとにコンサルティングファームに頼んだり、その分野に詳しい弁護士のいるローファームに頼んだり

します。あるいは、他の監査法人に頼んだりします。自分の会社の監査法人は独立性の観点から問題がある場合があるので、契約をしていない監査法人に依頼します。経営として留意しているのは、結論を見据えた調査分析を現場がやっているかという点を見極めることです。ビッグプロジェクトでは事業推進部署だけではなく、内部監査部門にプロジェクトの進行に並行して監査をさせるという手法をとっています。リソースが許す限りは事後的な監査ではなく、同時並行の監査をやっています。

- いつも思いもよらぬことが社会では起こるので、その時々で限られた時間の中で、明日の放送を目指して対処するというのが、私の会社では、ほぼ毎日です。そのようなときに専門家を探すのは、これまでの人脈もありますし、最近ではテレビコマーシャルを流すローファームもあります。芸能人の所属している芸能プロダクションなどで弁護士さんのマネジメントだけを請け負っているところもありますし、お医者さんもマネジメントだけ請け負っている事務所などもありますので、そのような中から、学問的には素晴らしくてもテレビに出ると分かりにくいという方でないような専門家を探すということをやっています。いろいろな世界があって、今ですとオリンピックのメダリストに来てもらったりということもありますが、ただ、フィギュアスケートのジャンプの種類だけは何度説明を聞いても分からないです。ノーベル賞の説明もテレビとしては難しいなども考えながらやっているのが現状です。
- 第二東京弁護士会では、各種様々な分野の委員会や研究会がありまして、委員会等では、勉強会やシンポジウムが行われておりまして、本を出版しているような委員会もありますので、そういった委員会運営上で専門家と呼ぶわけですが、そのような専門家をお呼びする中でどんどん人脈が広がっていきます。例えば、私個人が分からないことがあって専門家の意見を聴きたいというときには、委員会に打診して、専門家を紹介してもらうことがあります。
- 最近では、検察庁では、社会復帰支援に力を入れております。例えば、前科が多数ある窃盗犯で、次に起訴されれば実刑は免れまいという人が、わずか36円程度の賽銭盗を犯したという場合、起訴すべきなのかどうか、しかし、釈放すれば再犯を繰り返すだろう、という場面で、社会内でどういう受け皿を用意すべきかという問題があります。以前は、起訴して刑務所に行って、それから更生、という考え方が強かったのですが、軽微な犯罪を繰り返す人には、再犯防止の観点からは、刑務所を出てからの更生よりも、刑務所に入る前の段階で環境を整えて更生を支援するやり方もあるということで、刑務所を出てからの更生を支援する「出口支援」に対して、「入口支援」と呼んで力を入れております。その場合に、検察官や検察事務官が社会福祉や生活保護の現場の現場の方と交渉してもなかなかうまくいきませんので、全国の地検の中には、社会福祉アドバイザーという名称で、社会福祉士に常勤・非常勤で来ていただて、関係機関とのコーディネートをお願いしているところがあり、東京地検もその一つです。社会福祉の分野は地方地方でいろいろ特色がありますので、社会福祉士の方がこ

れまでの経験や知識を使って、さまざまなアドバイスをしてくださるというのは、検察庁の入口支援に大いに役立っております。これは、検察庁の捜査・公判以外の分野での専門的知見の活用としてご紹介できるかと思えます。

- 都民の相談への対応としては、私共で受けきれない部分は専門家専門部署へお願いしています。弁護士さんの選任については、三弁護士会から推薦をいただいておりますが、そのほか、家庭問題でのトラブルについては、それを専門にしている無料相談所などの中から信頼できるところを紹介しています。交通事故相談については、私共の相談員を国交省の研修に参加させていただいております。区市の相談員にも研修会を開き、弁護士さんなどに講義をしていただいております。ほぼ毎日弁護士さんには来ていただいておりますので、その弁護士さんに各相談員が相談しています。

また、行政機関ですので、東京都の中には様々な附属機関がありまして、多くの審議会や懇談会があり、その中にも大学教授などもおります。専門家の活用という観点で、常に駆けずり回ってふさわしい人を探しているというのが現状です。

- ◎ 今回の委員会全体を通じて、何らかの御意見のある方はいらっしゃいますか。
- 私は、保護司として、保護観察官と一緒に罪を犯した人の更生のお手伝いをしている立場ですが、薬物対象者、発達障害のある対象者については、精神保健センターや精神科医と連携を取りながらやっております。また、関連機関として、学校、警察、少年センター、自治体、社会福祉協議会などからいろんなアドバイスをもらっております。

個人的に建築関係は身近に感じる部分はあったのですが、建築士の専門家調停委員が114名いるようですが、その調停委員会の構成などのマッチングを決めるのはどのようにしているのでしょうか。

- 調停委員になっていただく際の願書に専門分野を記載していただくだけではなく、新任調停委員ガイダンスの際に得意分野や対応可能な分野をお聴きしたり、また、実際の調停事件の運営を通じて、どの分野まで専門性を有しているか、どの程度専門性が深いのか等を直接把握し、それを裁判官同士で日頃から話題にするとともに、年度末には、今後どのような事件をどの委員に依頼できるかなどについて情報交換をするなどして、調停委員の専門性の把握に努めております。
- 私たちアカデミア（研究者）は、内的に専門情報が必要になることはあまりないのですが、外部からの照会で、専門情報が必要になります。もっとも、私たちが多く専門情報を集めているのは、実は検察庁からの照会に対してです。どのように対応しているかという、私は小児科医なので小児科以外の問い合わせには全く対応できないのですが、問い合わせがあれば、内部で専門家が誰かも分かっていますし、カンファレンス経験の有無なども分かっていますので、そのような方を中心に御紹介しています。そういった意味で大学の場合は、専門でなくても1人を入り口にしてその方に頼

めば一番適した方を順番に集められるという形になっています。カンファレンス鑑定がうまくいったのもその方法ですぐに専門家を見つけられるからです。そのような意味では専門的知見を収集したい場合には、大学を利用してもらえれば、短時間で適した専門家を紹介することができるということは十分あり得ると思います。

#### 第7 次回のテーマについて

委員から特段の提案はなかった。そこで、安浪委員長から、次の話があった。

「今年の5月で裁判員裁判制度が10年目に入ります。少し前に裁判員裁判の広報を取り上げたことはありますが、5月中旬または下旬頃に委員の皆さまに実際の裁判員裁判を傍聴していただいて、実際に傍聴した上での感想や気づきなどについて、議論できないかと考えています。裁判員裁判に参加していただいた方々には、概ね参加してよかったという意見をいただいておりますが、出頭率の低下や審理期間が徐々に伸びてきていることなどの問題も出てきておりますので、その対応策などについても御意見をいただければと思っています。」

以上から、次回の議題は、「裁判員裁判の現状と課題について」になった。

#### 第8 次回の開催期日について

6月7日（木）午後3時30分